

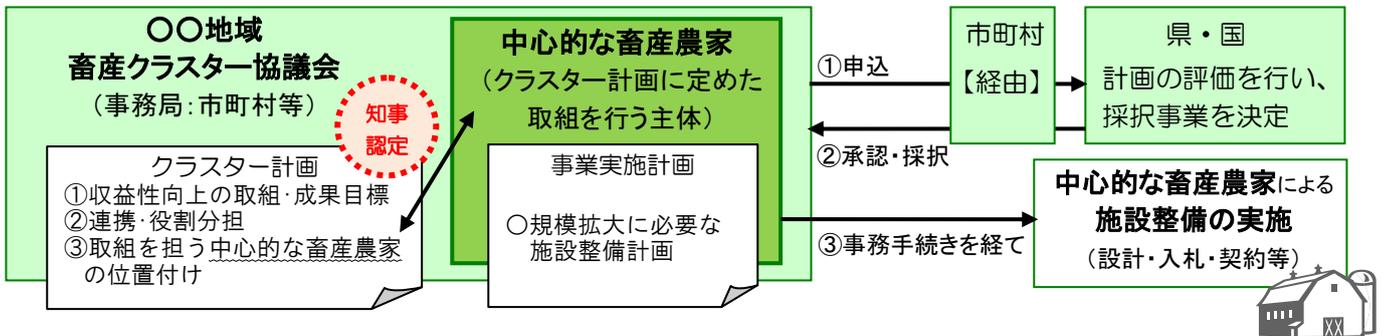
畜産経営情報

1/2
以内
補助事業

畜産クラスター計画に位置付けられる畜産農家を対象とした 施設整備補助事業のご紹介

I 補助事業の内容

地域の畜産の収益性向上を目指す「地域畜産クラスター協議会」が定める「クラスター計画」に位置付けられた“中心的な畜産農家”が、規模拡大に伴う施設整備を行う場合に、事業費の1/2以内を限度に国が補助する「畜産クラスターハード事業(通称)」が新たに創設されました。



II

整備
できる
施設

1 家畜飼養管理施設

【乳用牛】搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等

【肉用牛】繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎、肥育・育成用牛舎等

【養豚】繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等

【養鶏】ウインドレス鶏舎、う卵施設、鶏卵選別包装施設等

【その他】馬、めん羊などを飼養する施設等

2 家畜排せつ物処理施設

堆肥舎、乾燥施設、堆肥調整保管施設、浄化处理施設、脱臭施設等

3 自給飼料関連施設

自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設

4 畜産物加工施設

チーズ、アイスクリーム、ハム、ソーセージ等加工施設、加工品の展示・販売施設

5 施設の補改修

飼養規模の拡大、家畜の飼養方法等の改善による省力化等に資すること
整備後の耐用年数が5年以上であること

6 家畜の導入(新規就農者等の基準を満たす者に貸し付ける場合に限る)

※上記1~4について、施設と一体的に整備(設置後は容易に物理的に分離できないなど)する機械設備も対象となります。

Ⅲ

対象農家の要件

1 畜産農家（以下の全ての要件を満たす者）

- ①農業法人又は3年以内に法人化する農家
- ②地域等の平均規模以上に飼養頭羽数を拡大する計画のある農家
- ③家畜排せつ物法、水質汚濁法、悪臭防止法を順守し地域融和が得られている農家
- ④導入する施設の耐用年数以上の経営継続が見込まれる農家
- ⑤事業費の全額を工面できる農家(全額支払後に1/2以内で補助金交付されるため)
- ⑥補助事業の事務・会計手続き(設計・入札・契約・報告等)を担える農家
- ⑦地域への貢献・連携ができ、地域のクラスター協議会の構成員となり、クラスター計画の取組みを担える農家

2 飼料生産組織（以下の全ての要件を満たす者）

- ①自給飼料の増産により、規模拡大に取り組む組織
- ②法人又は5戸以上の畜産農家で組織する団体
- ③上記、畜産農家の要件の③～⑦の全ての要件を満たす者

3 JA・専門酪・市町村公社等（以下のいずれかに該当する場合）

- ①JA・専門酪・市町村公社等が自ら施設等を整備し経営を行う場合
 - ②施設等を整備して新規就農者等の中心的な畜産農家へ貸し付ける場合
- ※この場合、JA等と事前に十分な調整が必要となります。

Ⅳ 相談申込窓口

★畜産クラスターハード事業を希望される場合は、最寄りの地方事務所農政課にご相談の上、お申込み下さい。(要件が複雑なので、まず、相談願います)

佐久地方事務所農政課	0267-63-3145	木曾地方事務所農政課	0264-25-2221
上小地方事務所農政課	0268-25-7127	松本地方事務所農政課	0263-40-1917
諏訪地方事務所農政課	0266-57-2913	北安曇地方事務所農政課	0261-23-6511
上伊那地方事務所農政課	0265-76-6814	長野地方事務所農政課	026-234-9514
下伊那地方事務所農政課	0265-53-0414	北信地方事務所農政課	0269-23-0209

■事業の詳細や不明な点は、

長野県庁 園芸畜産課 畜産経営係（担当：山倉・川本） 026-235-7233（直通）

★申込締め切り：平成27年2月12日 まで【厳守】

注意点

- ①申込頂いた後、事業対象者としての要件について市町村・農業団体に確認を行い、地方事務所から事業対象となり得るか回答いたします。このため、申込全てが事業対象とはなりませんのでご了承ください。
- ②事業対象となった後、県・国の審査により、各々の事業計画の評価・効果により優先順位付けが行われる予定です。このため、事業対象となっても、予算の限度もあり、補助事業として採択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申込
締め切り

H27.2.12